

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 3 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

- 1 日 時：平成23年6月10日（金）
午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場 所：京都会館 第一会議室
- 3 出席者
【委員】
巽会長，濱田会長代理，藤田委員，前田委員，湖海委員，関川委員，黒澤委員
【建築審査会事務局】
西澤建築指導部長，佐藤建築指導課長，林道路担当課長，山本建築審査課長，初井建築安全推進課長，門川担当係長，山名田道路第一係長，足立道路第二係長，池田係員，小山係員
【傍聴者】
なし
- 4 議題
 - (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成23年度第2回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
 - (2) 平成23年度第1号審査請求事件に関する審議
 - (3) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（4件）
（専用住宅：右京区3件，伏見区1件）
- 5 公開・非公開の別
一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
 - ・公開：上記の議題（1）の審議に関する会議
 - ・非公開：上記の議題(2)及び(3)の審議に関する会議
- 6 審議内容
 - (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成23年度第2回会議議事録の承認
結果：承認
 - イ 次回会議日程について
次回の建築審査会会議を平成23年7月8日（金）の午後1時30分から国際交流会館

で開催することとした。

(2) 京都市建築審査会平成23年度第1号審査請求事件に係る審議

本事件について回避の申し出をされた湖海委員は退席した。その後、平成23年度第1号審査請求事件について、事務局から、予定されていた公開口頭審査を延期した経過の説明等を受け、審議を行った。

(3) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区3件、伏見区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1002	京都市右京区	(個人)	専用住宅
1003	京都市伏見区	(個人)	専用住宅
1004	京都市右京区	(個人)	専用住宅
1005	京都市右京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

(1002号について)

会長：これは増築ですか。10平米以下でも、許可は必要なのですか。

処分庁：許可は必要です。また、準防火地域のため、建築確認も面積に関わらず必要となります。

防火地域及び準防火地域外において、増改築部分の床面積が10平米以下の場合、建築確認の手続きは不要となります。しかし、許可についてはこのような例外規定を設けていないため、建築確認は不要でも43条ただし書許可は必要となります。

なお、建築確認の手続きが不要な場合でも、法律は適用されますので、建ぺい率等が増築行為によって規制の数値を超えるようなことがあれば、建築基準法違反となります。

委員：建築確認が不要なもので、違反している建築物をチェックする方法はあるのでしょうか。

処分庁：通報や、定期的なパトロールによって捕捉する場合があります。

委員：この道路の左側が、法第42条1項1号道路となった経過はどのようになっているのでしょうか。

処分庁：当該部分は幅員4メートル以上の認定道路になります。今回の通路を含めて、元々は幅員が4メートル未満の認定道路でしたが、当該部分の北側の敷

地の方が、一方的に敷地を後退し、その部分を市に寄付することで、幅員4メートル以上の認定道路にしたという経過があります。

委員：幅員が4メートルでも、京都市は認定道路として引き取るのですか。6メートルなければいけないということではないのですか。

処分庁：最低4メートルとなります。

委員：写真の状況からいくと、後退準備を他の住宅でもしているわけですが、申請地から3軒東側の3階建ての共同住宅は、後退する義務はないと思います。

ここが後退し、道路として通り抜けが確保されるということはないですか。

処分庁：自主的に後退すれば別ですが、今の敷地状態では、東側に接道していますので、後退ということは難しいと思います。

7 その他

8 閉会

京都市建築審査会

会長 巽和夫